

## 7. UPZ内の離島における対応

<対応のポイント>

1. 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。
2. 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

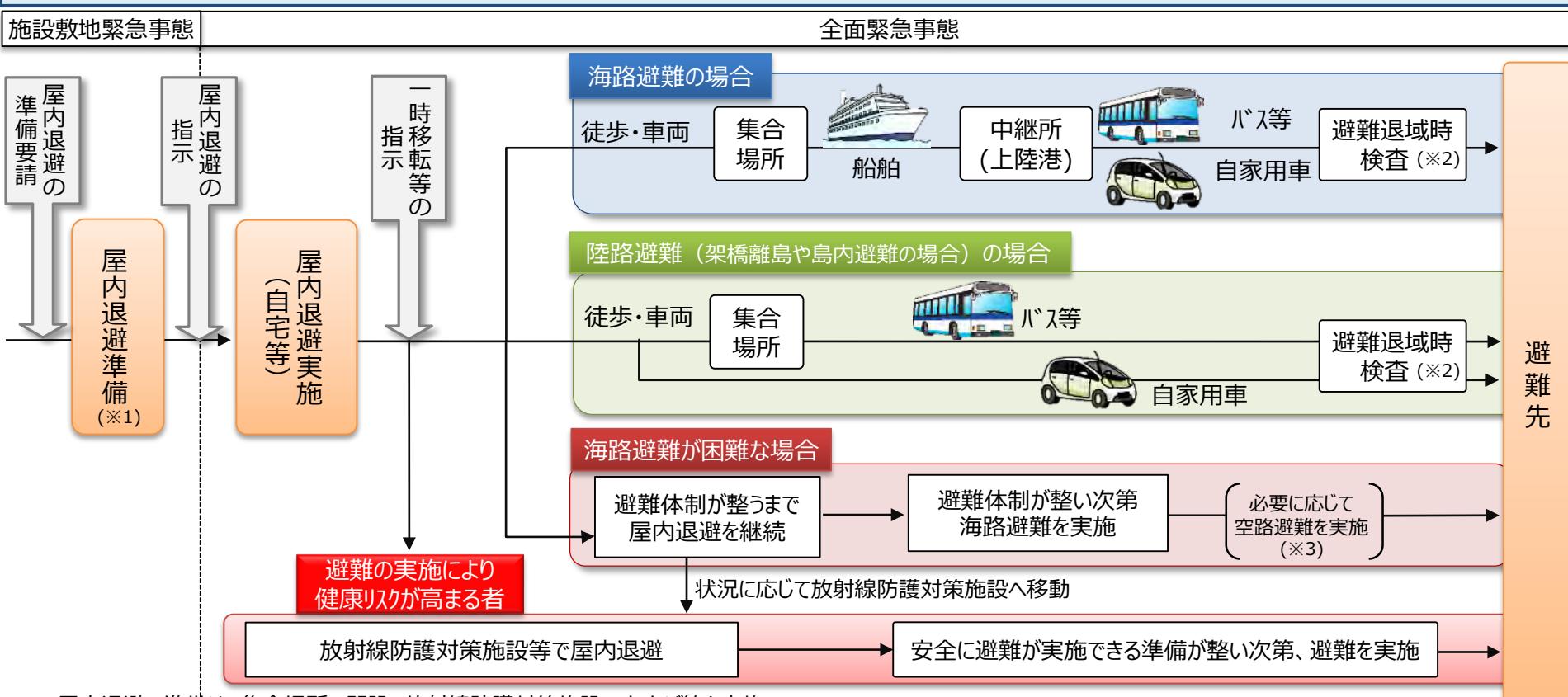
# UPZ内における離島の概要

- 玄海地域では、UPZ内に20の離島(架橋された離島を含む)が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。



# UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

- 施設敷地緊急事態となった場合は、UPZ内の離島では放射線防護対策施設の立ち上げ等の屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を行う。
- 全面緊急事態となった場合は、UPZ内の離島の住民は屋内退避を行う。その後、一時移転等を実施することとなった場合は、海路や陸路(架橋された離島や島内避難が可能な場合)により避難を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。避難体制が十分に整った段階で、一時移転等を実施。



※1 屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立上げ等を実施

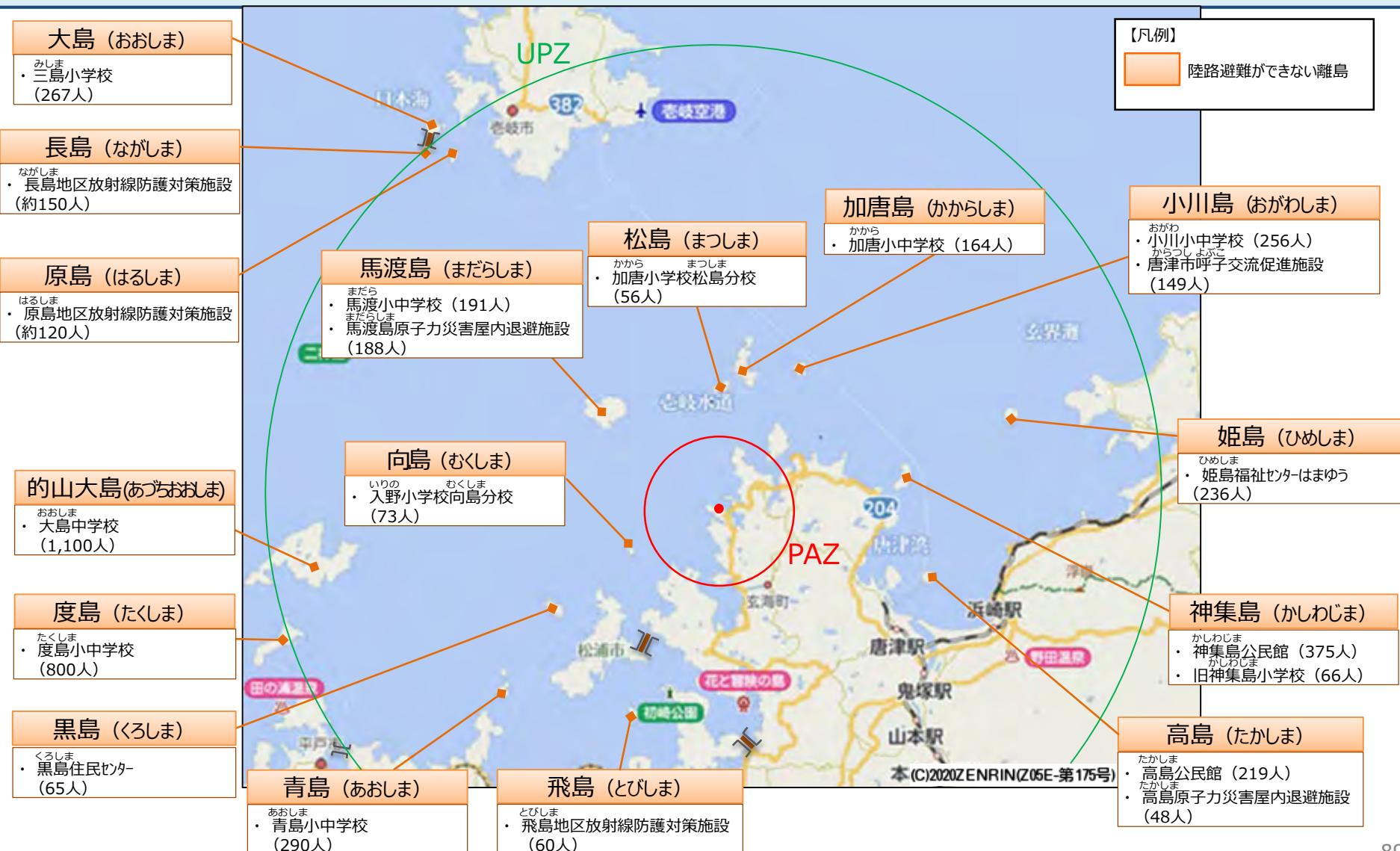
※2 避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置

※3 空路避難は、各離島における「ヘリポート」(ヘリ離着陸場として指定されているヘリポートや空港等)、「臨時ヘリポート」(各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているグランド等)、「防災離着陸候補地」(過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めヘリの離着陸が可能とされた場所等)を活用

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体からの要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# UPZ内における離島の放射線防護対策施設の設置状況

➤ UPZ内における離島のうち、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための屋内退避施設として、放射線防護対策施設を整備。



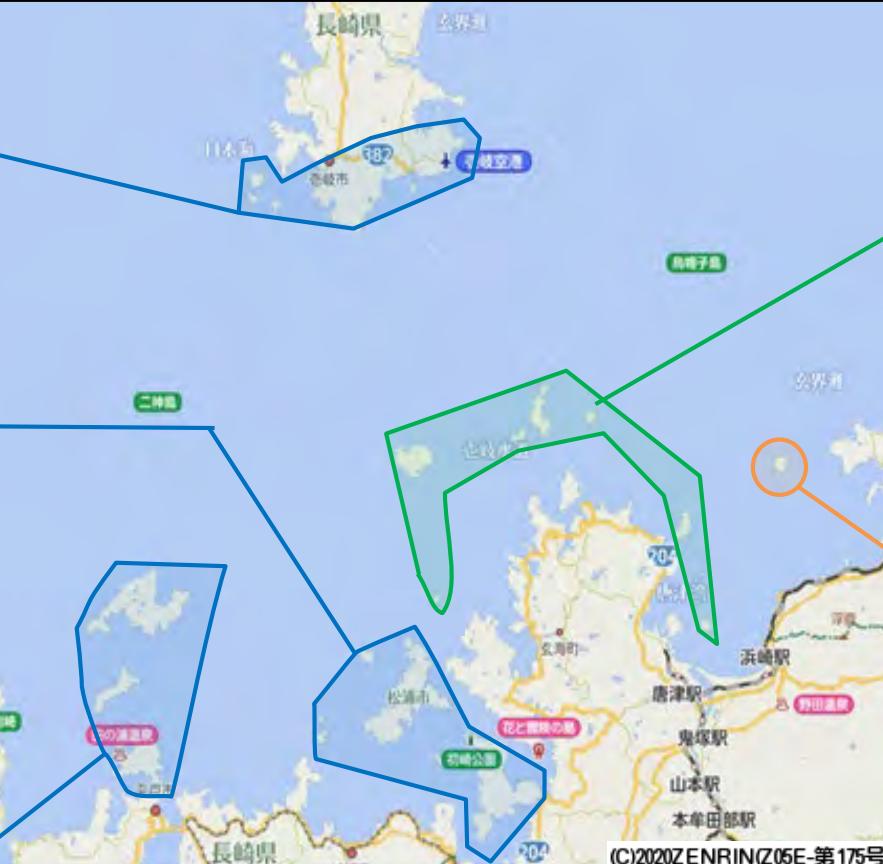
# UPZ内の離島における初動対応

- 施設敷地緊急事態が発生した段階で、佐賀県、長崎県、福岡県からの指示により、唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、市域の離島の自主防災組織及び消防団等に屋内退避の準備指示及び集合場所等の開設を指示。
- 指示を受けた各離島の自主防災組織及び消防団は、離島内の住民に対して屋内退避準備の情報を伝達するとともに、集合場所や放射線防護対策施設等の開設準備等を含めた、屋内退避準備を実施。

長崎県壱岐市	自主防・消防団 (組織数)
壱岐島 (いきしま) ※1	103
大島 (おおしま)	2
長島 (ながしま)	2
原島 (はるしま)	2

長崎県松浦市	自主防・消防団 (組織数)
鷹島 (たかしま) ※1	4
黒島 (くろしま)	2
福島 (ふくしま) ※1	14
飛島 (とびしま)	2
青島 (あおしま)	2

長崎県平戸市	自主防・消防団 (組織数)
的山大島(あづちおおしま) ※1	11
度島 (たくしま)	4
平戸島 (ひらどしま)	10



(C)2020 ZENRIN(Z05E-第175号)

佐賀県唐津市	自主防・消防団 (組織数)
向島 (むくしま)	1
馬渡島 (まだらしま)	1
松島 (まつしま)	1
加唐島 (かからしま)	1
小川島 (おがわしま)	1
神集島 (かしわじま)	2
高島 (たかしま)	2

福岡県糸島市	自主防・消防団 (組織数)
姫島 (ひめしま)	4

※1 松浦市鷹島、福島、平戸市の的山大島、壱岐市壱岐島は、市災害警戒本部又は現地本部（支部）があることから、これらの本部・現地本部（支部）職員が自主防災組織・消防団と連携して初動対応を実施。

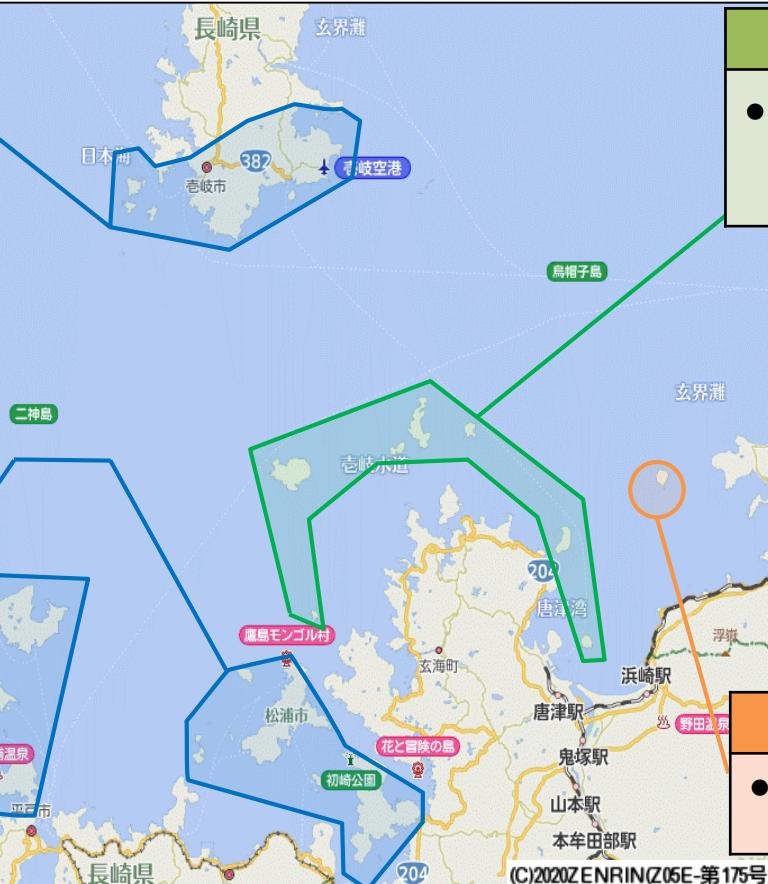
- 唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、市域の各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団は、住民への情報伝達や避難者の状況や避難誘導体制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 離島における医療機関、社会福祉施設、学校・保育所等への情報伝達は、関係県及び関係市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。

## 長崎県壱岐市

- 壱岐島の対象区域に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計103か所）とともに、全戸に告知放送受信機を配布。
- 大島、長島、原島の対象区域（全域）に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計3か所）



(告知放送受信機)



## 佐賀県唐津市

- 高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計10か所）



(屋外拡声子局)

## 長崎県松浦市

- 鷹島、黒島、福島、飛島、青島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計29か所）

## 長崎県平戸市

- 平戸島、的山大島、度島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計31か所）

## 福岡県糸島市

- 姫島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（1か所）

# 高島（佐賀県唐津市）における防護措置

- ▶ 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- ▶ 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である高島公民館等まで徒歩又は車両で移動した後、高島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる神埼市内の神埼市立西郷小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である高島公民館、高島原子力災害屋内退避施設に屋内退避。
- ▶ 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、高島公民館、高島原子力災害屋内退避施設に備蓄。

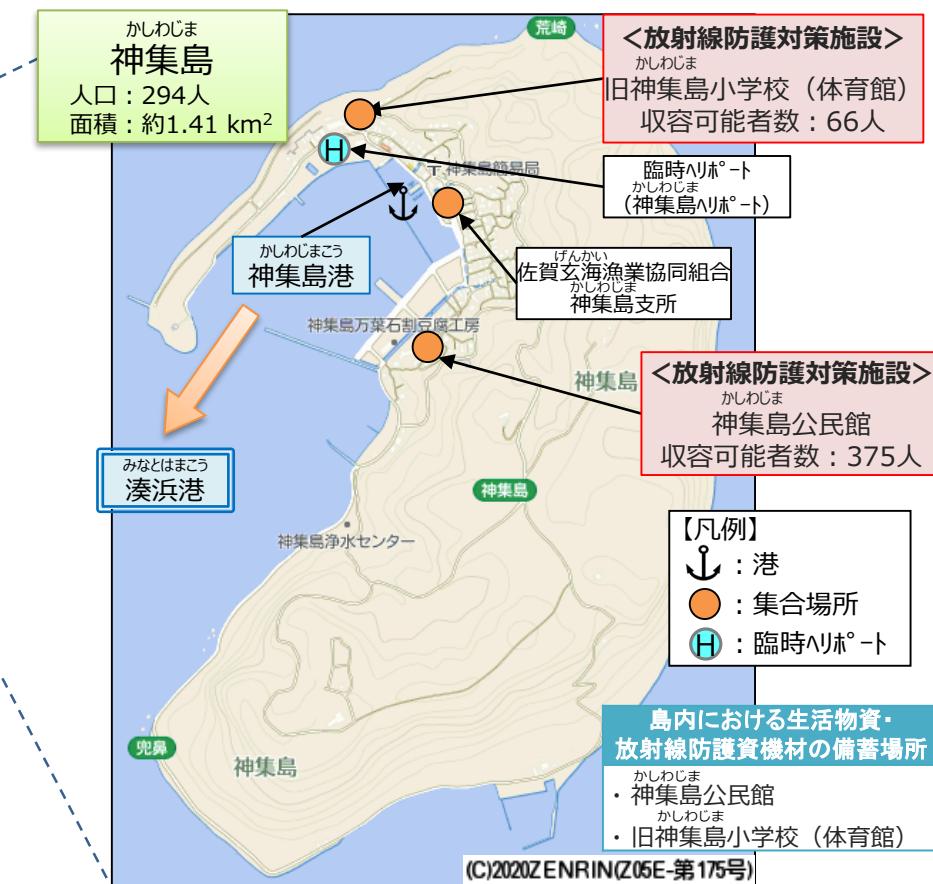


避難先：神埼市  
(神埼市立西郷小学校)



# 神集島（佐賀県唐津市）における防護措置

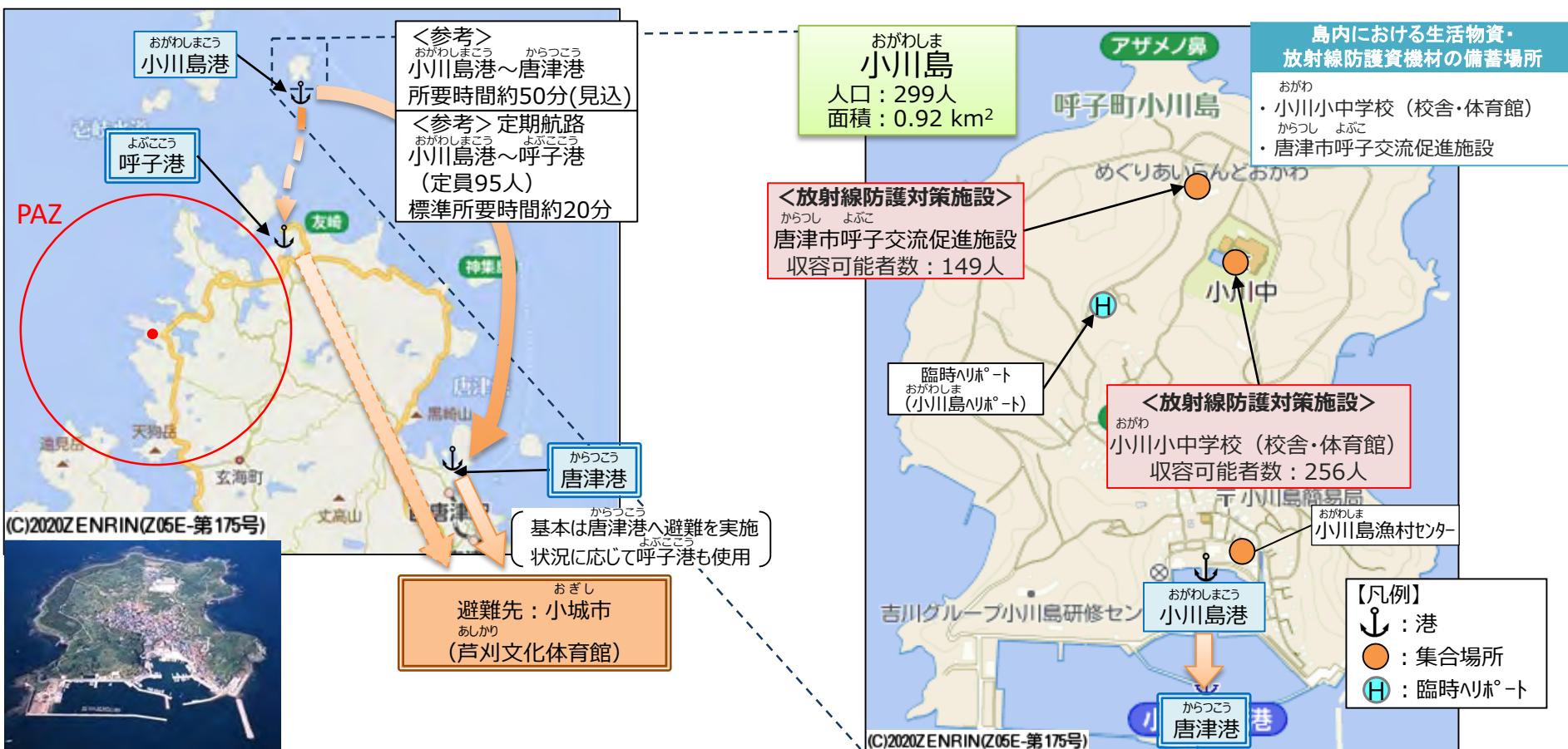
- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である神集島公民館等まで徒歩又は車両で移動した後、神集島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により湊浜港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる多久市内の多久市立中央小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である神集島公民館、旧神集島小学校（体育館）に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、神集島公民館、旧神集島小学校に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 小川島（佐賀県唐津市）における防護措置

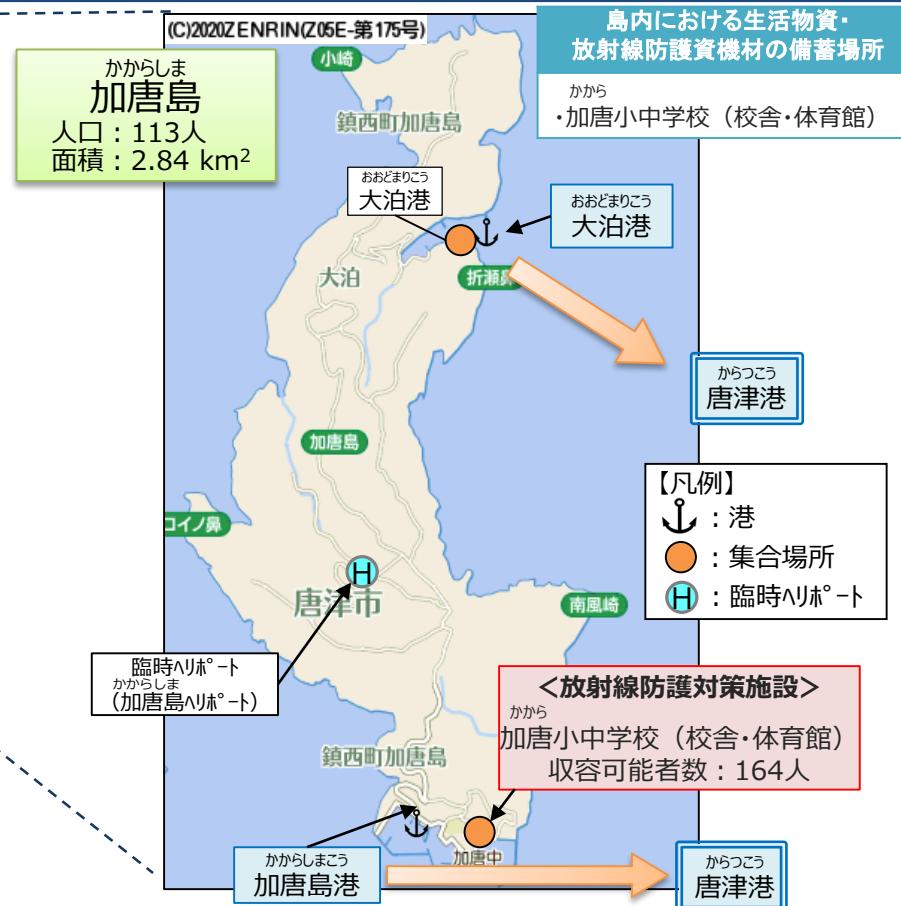
- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である小川小中学校等まで徒歩又は車両で移動した後、小川島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる小城市内の芦刈文化体育館まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である小川小中学校（校舎・体育館）、唐津市呼子交流促進施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、小川小中学校、唐津市呼子交流促進施設に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

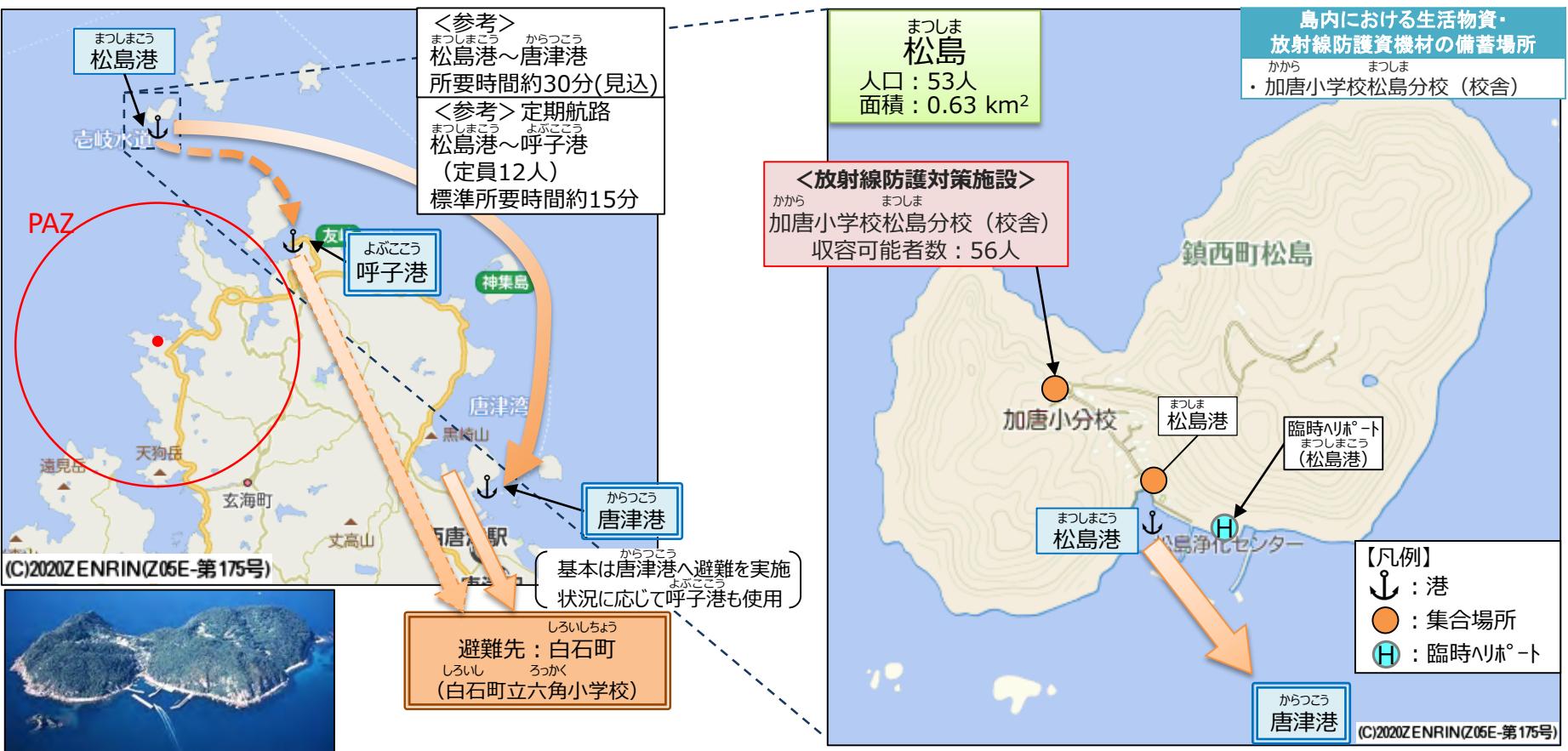
# 加唐島（佐賀県唐津市）における防護措置

- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である加唐小中学校まで徒歩又は車両で移動した後、加唐島港、大泊港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる白石町内の佐賀県立白石高等学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である加唐小中学校（校舎・体育館）に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、加唐小中学校に生活物資等を備蓄。



# 松島（佐賀県唐津市）における防護措置

- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である加唐小学校松島分校まで徒歩で移動した後、松島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる白石町内の白石町立六角小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である加唐小学校松島分校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、加唐小学校松島分校に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 馬渡島（佐賀県唐津市）における防護措置

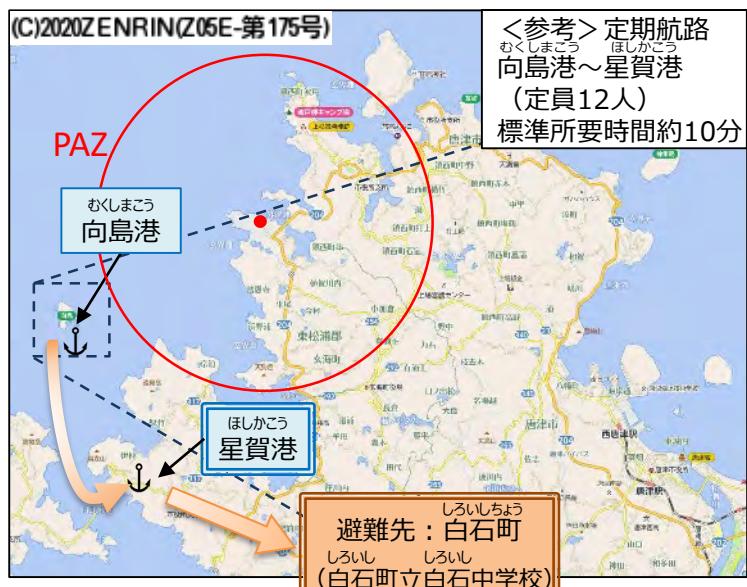
からつし

- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である馬渡小中学校まで徒歩又は車両で移動した後、馬渡島港から、佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる江北町内の幼児教育センター等まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である馬渡小中学校、馬渡島原子力災害屋内退避施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、馬渡小中学校、馬渡島原子力災害屋内退避施設に備蓄。



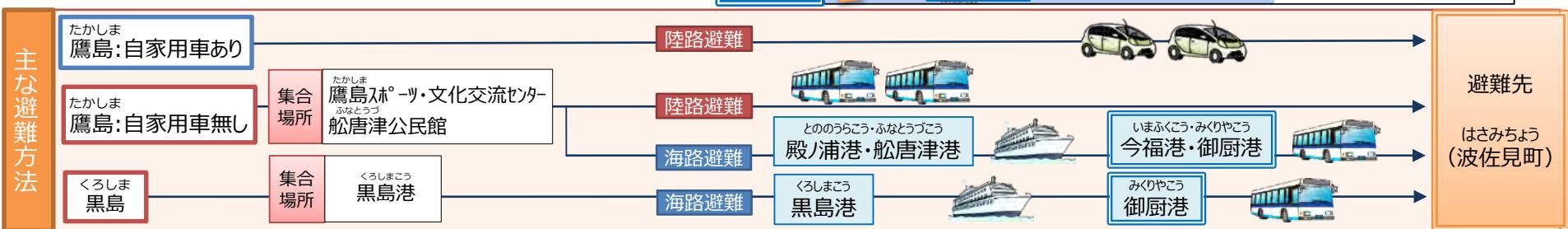
# 向島（佐賀県唐津市）における防護措置

- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である入野小学校向島分校（校舎）まで徒歩で移動した後、向島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により星賀港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる白石町内の白石町立白石中学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である入野小学校向島分校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、入野小学校向島分校に備蓄。



# 鷹島・黒島（長崎県松浦市）における防護措置

- 長崎県及び松浦市地域防災計画では、鷹島、黒島が避難することとなった場合、その地理的な条件から、通常より移動に時間がかかることが想定されるため、避難を円滑に行うために鷹島、黒島をPAZに準じた防護措置を実施する地域と位置付けている。
- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難指示が出た場合、自家用車で避難できる者は自家用車で避難先まで移動。自家用車で避難できない者は、集合場所まで徒歩又はバスで移動し、その後、バス又は船舶により避難先へ避難。仮に陸路避難が困難な場合は、海路避難等を実施。なお避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、松浦市鷹島支所等に備蓄。

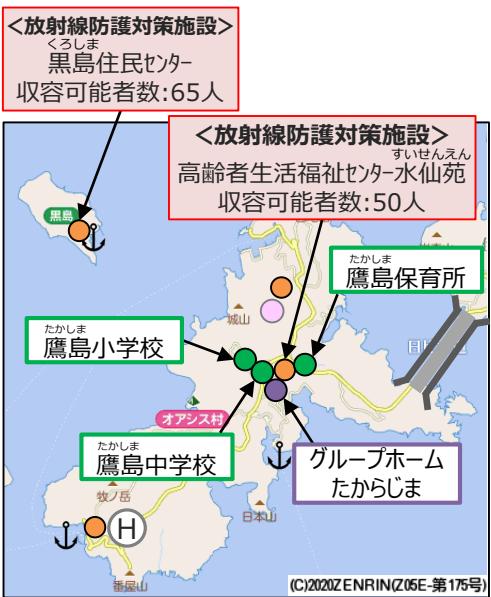


※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

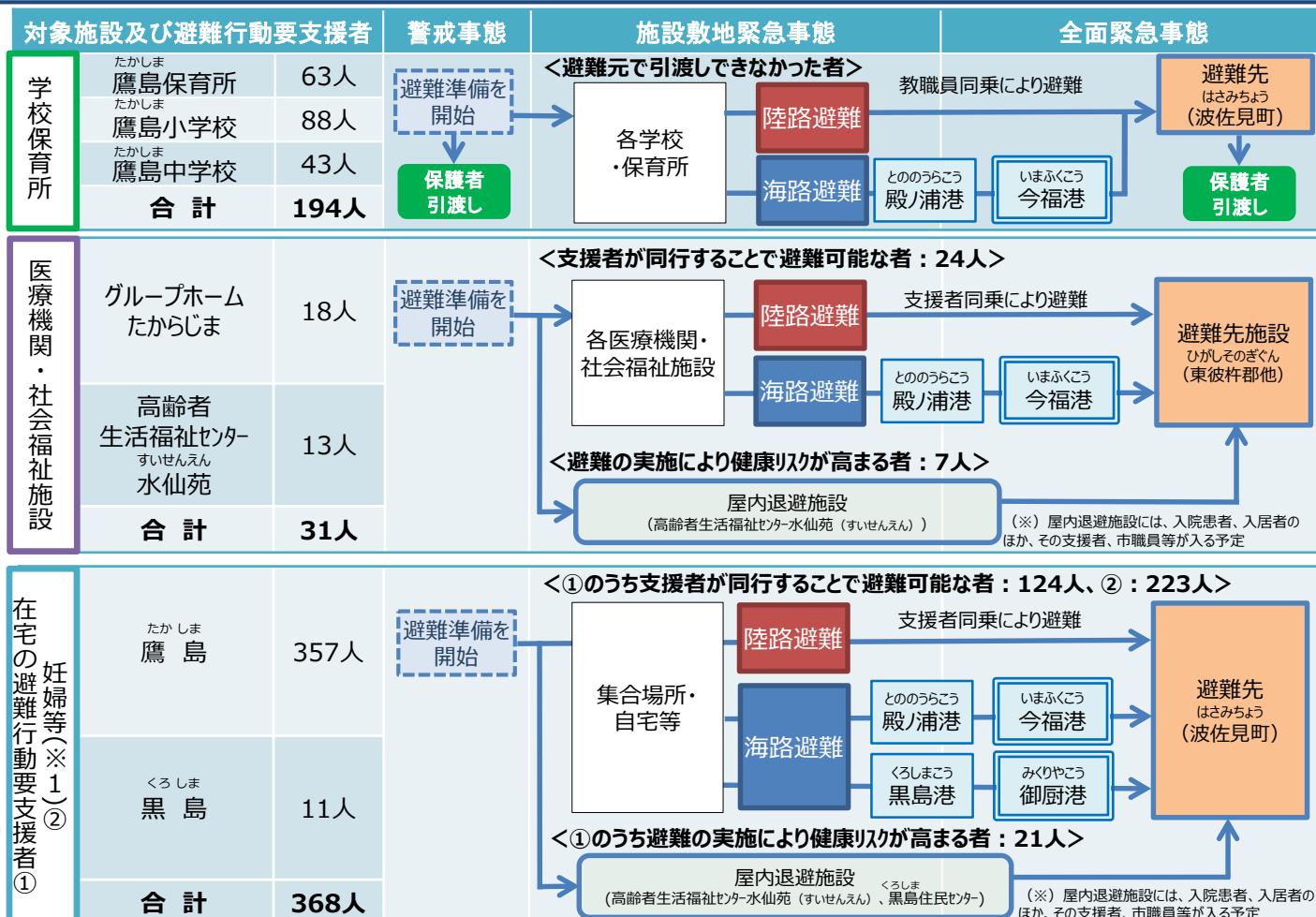
※鷹島・黒島における観光客や民間企業の従業員等の一時滞在者は、そのほとんどが自家用車又は観光バス等を利用していることを確認。

一時滞在者は、施設敷地緊急事態になった場合、自家用車又は観光バス等による帰宅を指示。

- 鷹島、黒島における2つの小中学校及び1つの保育所(合計194人)は、警戒事態で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者へ引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、長崎県又は松浦市が手配するバス、船舶で避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 鷹島、黒島における医療機関及び社会福祉施設(2施設31人)は、すべて避難計画を策定済。また在宅の避難行動要支援者145人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な住民は、支援者の車両や、長崎県、松浦市などが手配するバス、福祉車両等で避難先へ移動(九州電力が配備する福祉車両6台を含む)。避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である水仙苑又は黒島住民センターへ屋内退避を実施。

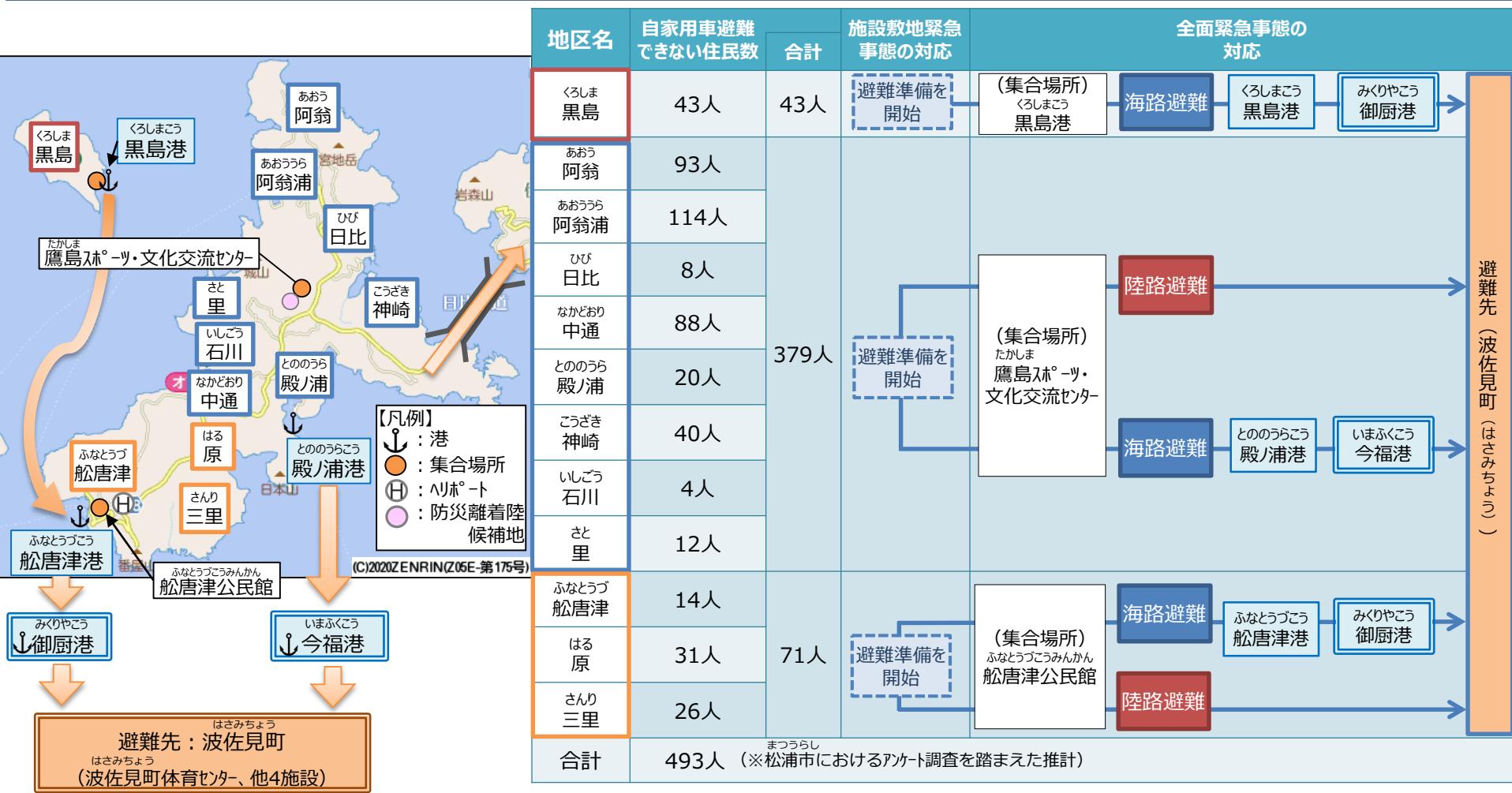


【凡例】	
⚓ : 港	※1 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
● : 集合場所	※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施
Ⓐ : ヘリポート	
○ : 防災離着陸候補地	



たかしま 鷹島・黒島（長崎県松浦市）において避難を円滑に行うための対応策②  
 まつうらし (自家用車で避難出来ない住民の避難)

- ▶ 鷹島、黒島における12地区において、自家用車で避難できない住民は493人。
- ▶ 鷹島の住民は、施設敷地緊急事態で避難準備を行い、全面緊急事態になった場合、自家用車により避難先へ移動。  
 なお、自家用車で避難できない住民は、長崎県又は松浦市が手配するバスや船舶により避難先へ移動。また黒島の住民は、海路にて避難を実施。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 福島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、自家用車で避難できる住民は自家用車で避難先へ移動。自家用車で避難できない住民は、集合場所である福島体育館等まで徒歩又は車両で移動した後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町内の波佐見町総合文化会館ほか11施設まで移動。仮に陸路避難が困難な場合は、福島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により浦ノ崎港まで移動し、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である福島保健センターに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、福島保健センターに備蓄。



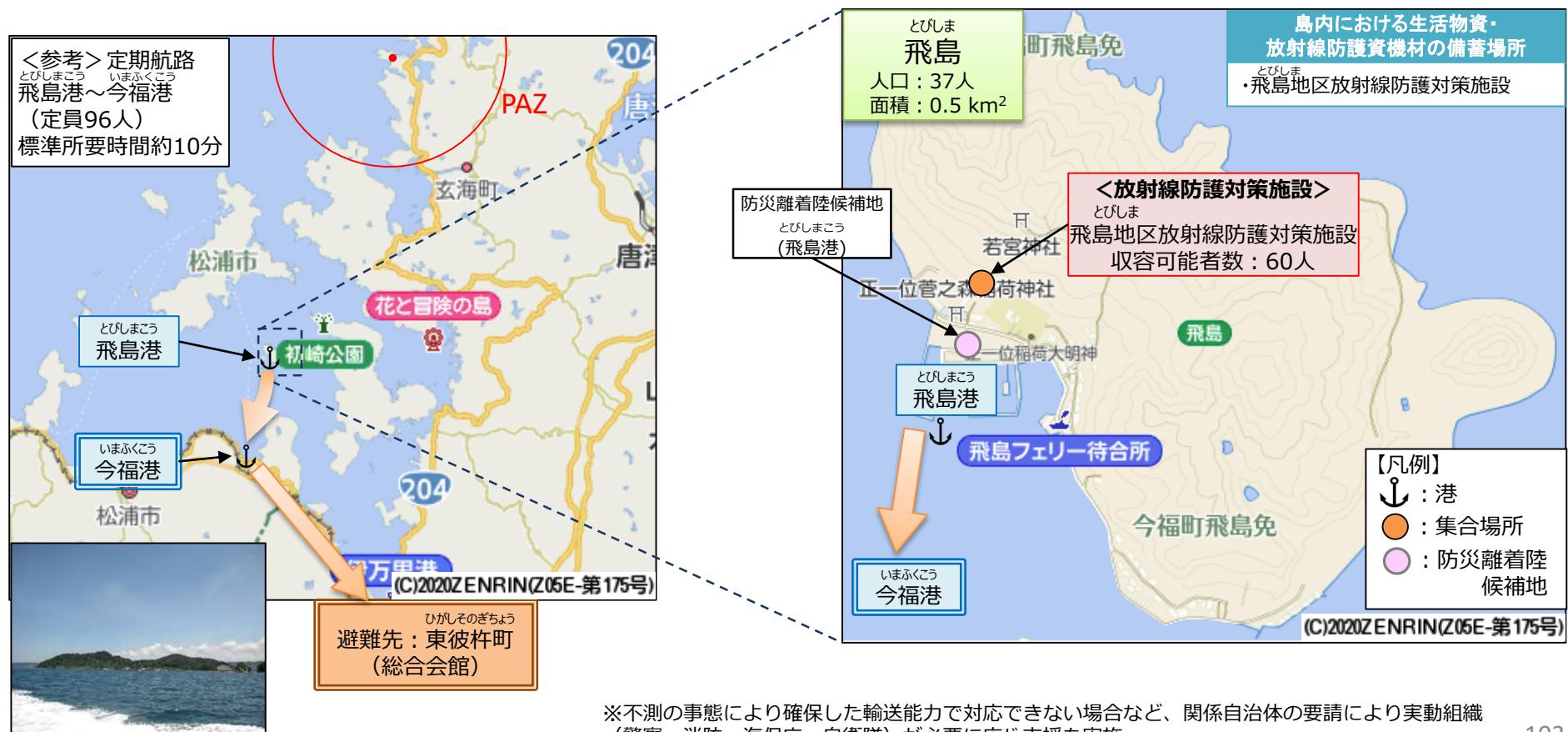
避難先：波佐見町  
(波佐見町総合文化会館、他11施設)



\*不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 飛島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、避難集合場所である飛島地区放射線防護対策施設まで徒歩で移動した後、飛島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により今福港まで移動。その後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる東彼杵町内総合会館まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である飛島地区放射線防護対策施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、飛島地区放射線防護対策施設に備蓄。



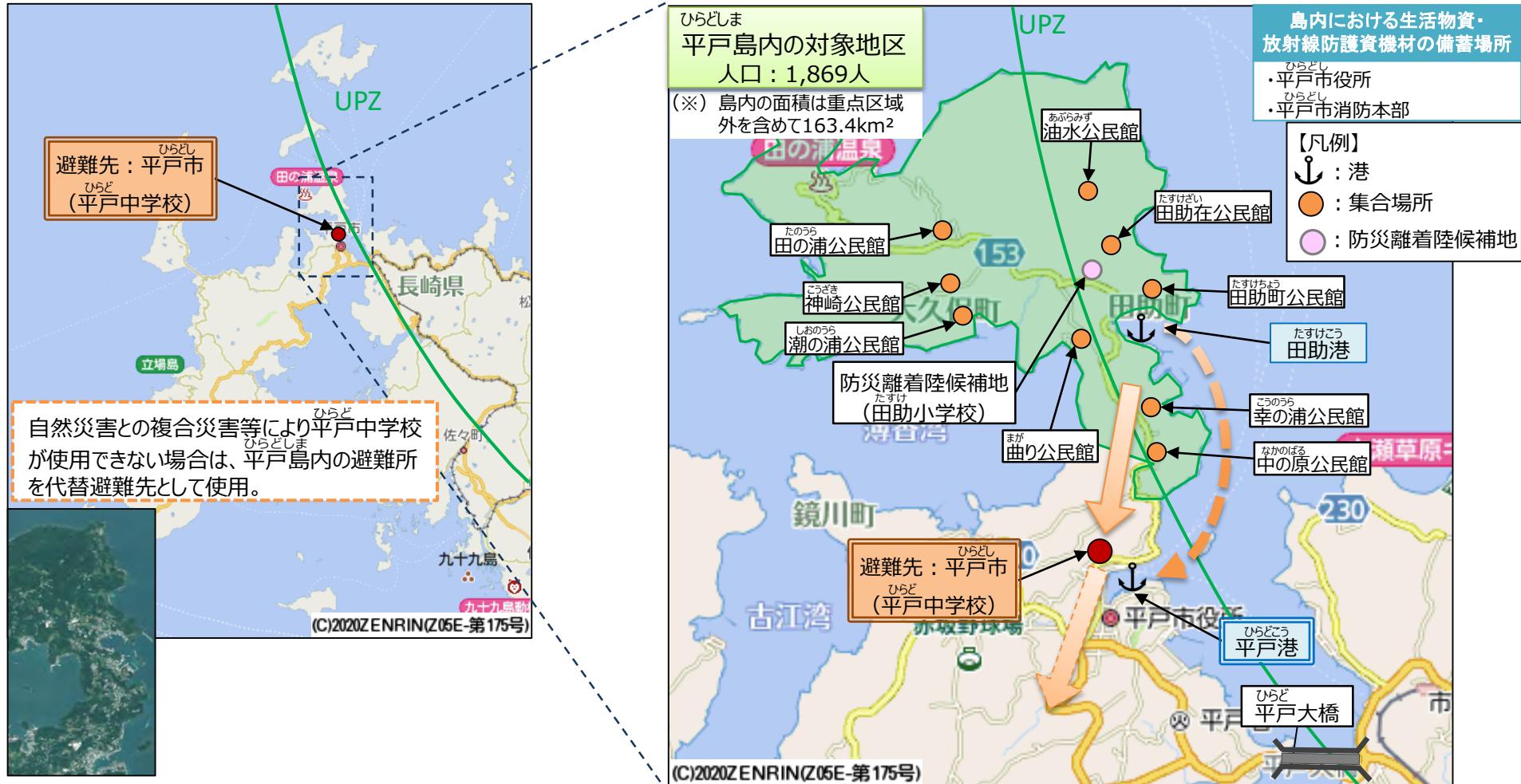
# 青島（長崎県松浦市）における防護措置

- ▶ 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- ▶ 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である青島小中学校まで徒歩又は車両で移動した後、青島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により御厨港まで移動。その後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先施設となる波佐見町内の折敷瀬郷集落センターまで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である青島小中学校に屋内退避。
- ▶ 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、青島小中学校に備蓄。



# 平戸島（長崎県平戸市）における防護措置

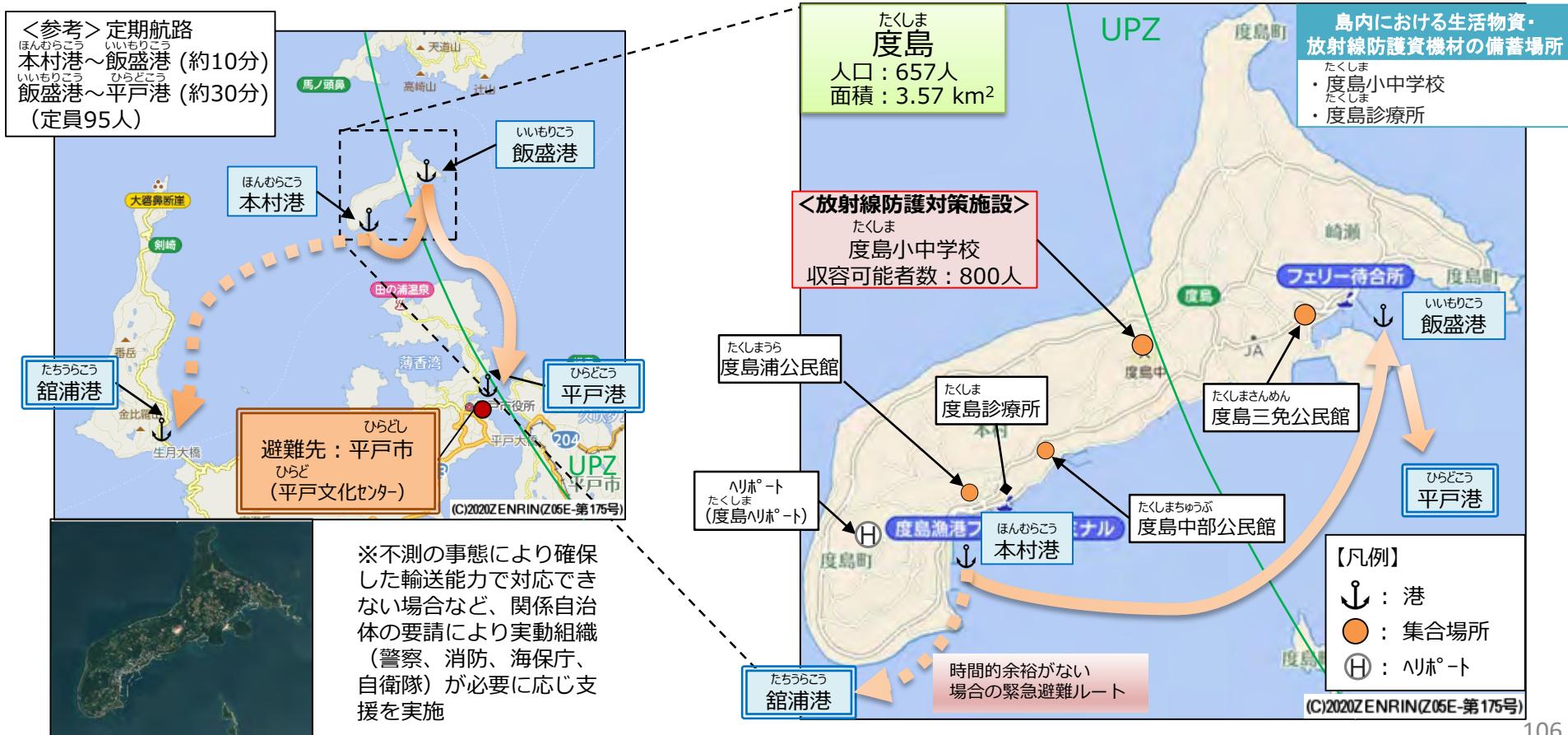
- 平戸市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、一時集合場所である各地区的公民館まで徒歩又は自家用車で移動。その後、長崎県、平戸市が確保するバス等により避難先となる平戸市内の平戸中学校まで移動。
- 仮に陸路避難ができなくなった場合、田助港から長崎県又は平戸市が確保する船舶により平戸港まで移動し、長崎県又は平戸市が確保するバス等により避難先へとなる平戸中学校へ移動。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

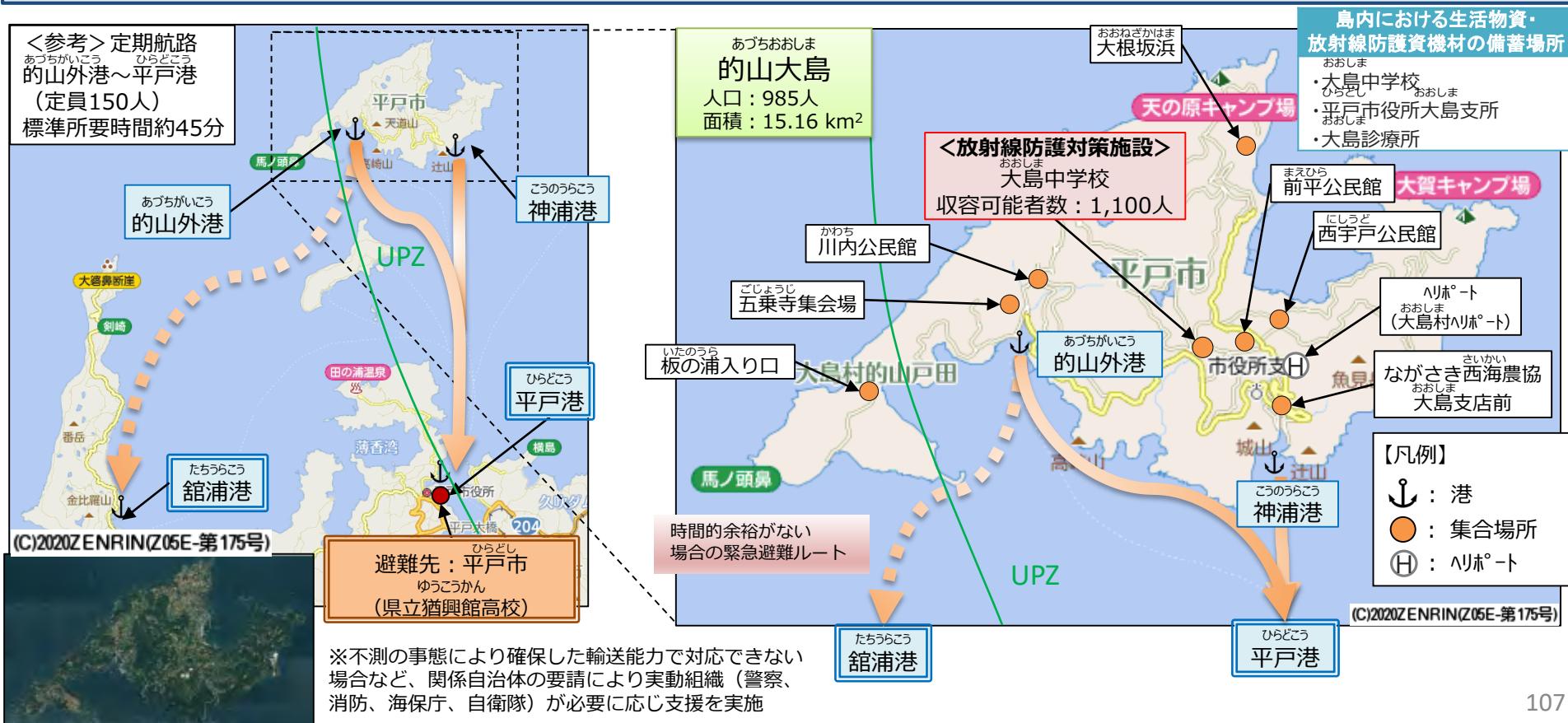
たくしま  
ひらどし  
**度島（長崎県平戸市）における防護措置**

- 平戸市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、一時集合場所である3ヶ所（度島浦公民館、度島中部公民館、度島三免公民館）まで徒歩又は車両で移動した後、本村港又は飯盛港から長崎県、平戸市が確保する船舶により平戸港まで移動。その後、長崎県、平戸市が確保するバス等又は徒歩により避難先となる平戸市内の平戸文化センターまで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である度島小中学校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、度島小中学校等に備蓄。



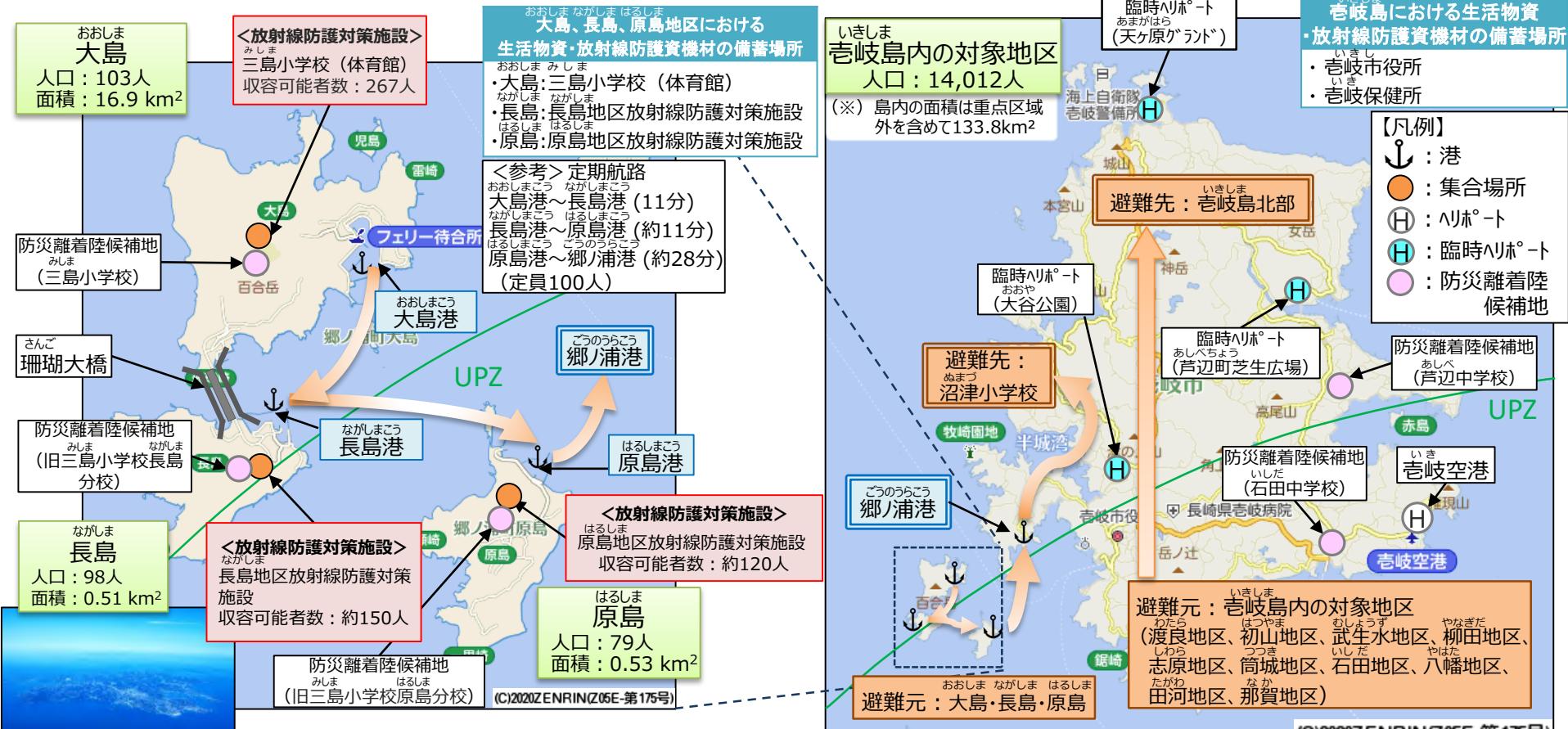
# 的山大島（長崎県平戸市）における防護措置

- ▶ 平戸市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- ▶ 一時移転等の指示が出た場合、住民は、一時集合場所である7ヶ所（ながさき西海農協大島支店前、前平公民館、西宇戸公民館、大根坂浜、川内公民館、五乗寺集会所、板の浦入口）まで徒歩又は車両で移動した後、的山外港又は神浦港から長崎県、平戸市が確保する船舶により平戸港まで移動。その後、長崎県、平戸市が確保するバス等及び徒歩により避難先となる平戸市内の県立猶興館高校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である大島中学校に屋内退避。
- ▶ 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、大島中学校等に備蓄。



# 壱岐島・三島地区（長崎県壱岐市）における防護措置

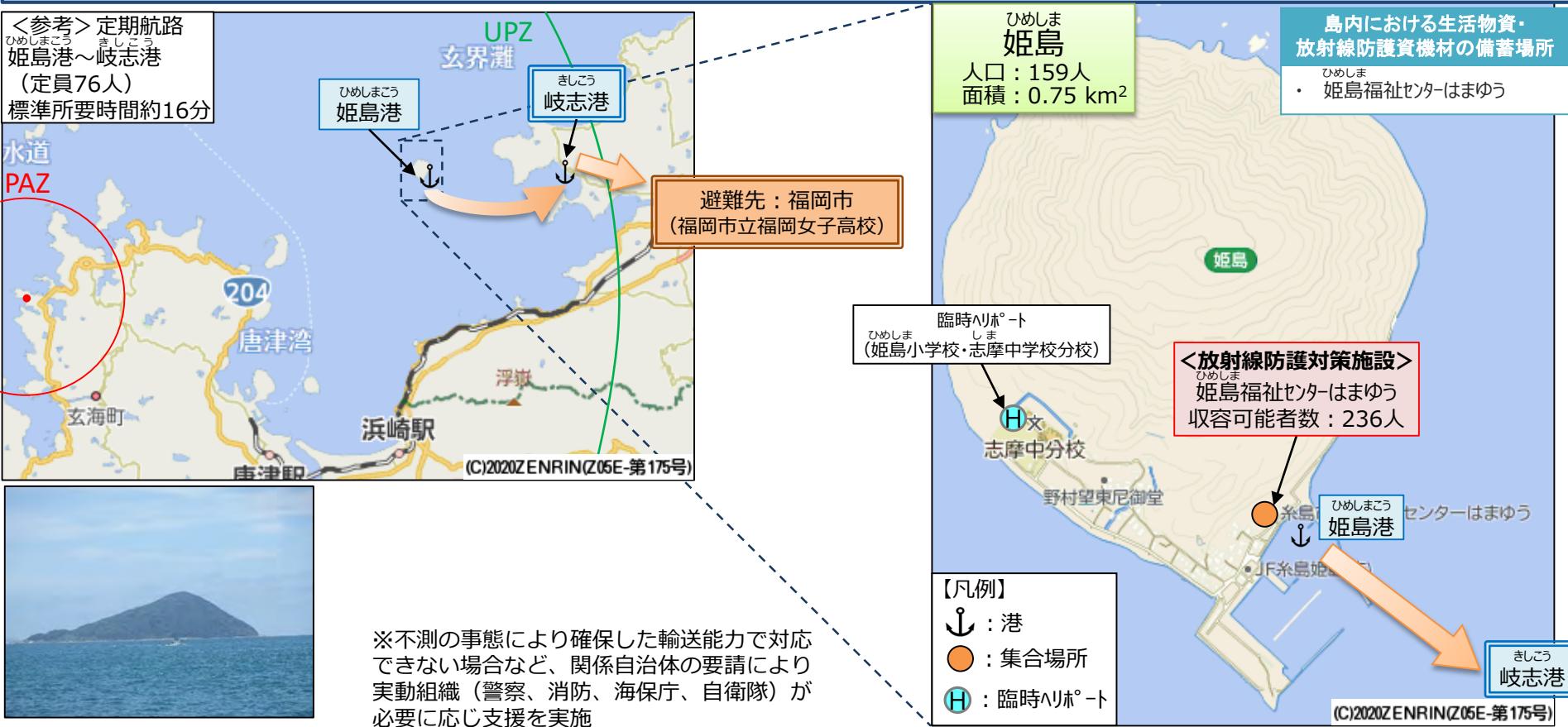
- 壱岐市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して全戸配布された告知放送受信機を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、壱岐島の住民は、壱岐島北部へ移動。また、大島・長島・原島の住民は、集合場所である三島小学校・長島地区放射線防護対策施設・原島地区放射線防護対策施設まで徒歩で移動した後、大島港・長島港・原島港から長崎県、壱岐市が確保する船舶により郷ノ浦港まで移動。その後、長崎県、壱岐市が確保するバス等により避難先施設となる壱岐市内の沼津小学校まで移動。
- なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である三島小学校等にて屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、壱岐市役所等に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 姫島（福岡県糸島市）における防護措置

- 糸島市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である姫島福祉センターはまゆうまで徒歩等で移動した後、姫島港から福岡県、糸島市が確保する船舶により岐志港まで移動。その後、福岡県、糸島市が確保するバス等により避難先となる福岡市立福岡女子高校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である姫島福祉センターはまゆうに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、姫島福祉センターはまゆうに備蓄。



# UPZ内における離島の生活物資等の備蓄・供給体制

- 災害時に備え、本土との架橋のない離島においては、全島民を対象にした生活物資(食料、飲料水等)をそれぞれの離島において備蓄。
- 本土との架橋のある離島においては、島内の生活物資の備蓄に加え、それぞれの市における民間業者等との物資の供給に関する協定に基づき、必要な生活物資を確保。
- 生活物資が不足する場合は、海路、空路、陸路により、必要な生活物資を供給。

